

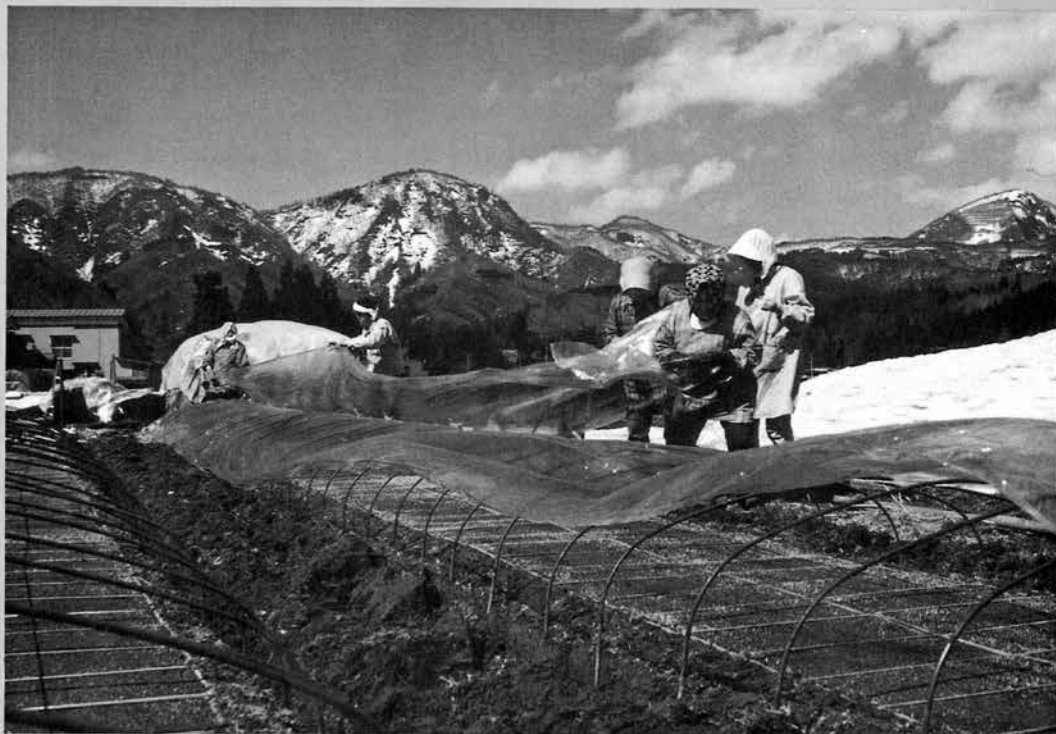


議会

— 第93号 —

ひがしなるせ

だより



春の農作業始まる!!

(手倉地区にて)

もくじ

- ・ふるさと創世基金条例を制定…………… 2頁
- ・村内の公園施設などの条例を整備…………… 3頁
- ・一般質問 (柳邦夫議員) …………… 4頁～5頁
- ・一般質問 (後藤作議員) …………… 6頁～7頁
- ・一般質問 (高橋清議員) …………… 8頁

もくじ

- ・村長の施政方針…………… 9頁
- ・教育長の教育施政方針…………… 9頁
- ・新年度予算の歳出に関する質疑……………10頁～11頁
- ・請願・陳情などの審査結果……………12頁
- ・私もひとこと (大橋場・田中信一さん) ……12頁

一般会計予算

36億 1 千 3 百万円

ジュネス栗駒スキー場に宿泊施設と研修センターを建設



ほたるの里公園となる不動滝周辺

3月定例会

こんなことが
決まりました

三月定例会は、三月九日から十六日までの会期で招集され、六年度の補正予算や平成七年度の各会計予算などのほか、助役の選任に関する議案、ほたるの里公園設置条例案など合わせて十五件、最終日には議員発議による意見書三件も提案された。これら議案などのすべては、原案可決・承認された。

東成瀬村ふるさと創生

基金条例を制定

振興財団による奨学資金などの貸し付けを廃止し、
村の一般会計で貸し付けを行う
(貸し付け条件や手続などはこれまでと同様)

これまで東成瀬村振興財団が行っていた、高校生や大学生など、村の振興発展に寄与する人材の育成を目的とする「奨学資金の貸し付け」と「地場産品の開発振興などに要する物産振興資金の貸し付け」の事業を、振興財団から切り離して、「村の一般会計に基金として積み立てし、その運用益

で貸し付けを行う」という内容の条例であった。貸し付け資金の運用方法は変わったが、利用者側の借り入れ手続や借り入れ条件などは、これまで振興財団が行っていた内容・方法と同じです。

借り入れを希望される方などは「役場、企画課」にご相談ねがいます。

不動滝に「ほたるの里公園」を新設するほか
 大柳沼自然公園と須川湖キャンプ場の利用料金の改正や
 農村公園に「じょうか」(岩井川に新設された)を加えるなど
 村内にあるいろいろな目的の公園などに関する
 条例の制定や改正が行われた。

**不動滝周辺に
ほたるの里公園を造る**

滝ノ沢の不動滝周辺の水
 路などを整備、ホテルが生
 息し繁殖できるような環境
 にするほか、トイレを設置
 するなどして、周辺一帯を
 ホテルが飛び交う公園とし
 て管理するための、新しい
 条例の制定であった。

**大柳沼自然公園と
須川湖キャンプ場の
利用料金を改正**

大柳沼自然公園と須川湖
 キャンプ場施設などの利用
 料金の改正が行われた。
 須川湖キャンプ場では、
 新たに自転車の貸し出しを
 することになった。

**岩井川・城下に
新設された公園を
農村公園に追加**

村の農村公園としては、
 平良の「農村公園たいら」
 だけであったが、昨年度に
 岩井川城下にできた公園を
 「農村公園じょうか」とし
 て設置条例に加えた。

岩井川、沼又地区に特定地区公園を条例設置

ジュネス休養センターの
 周辺一帯を「ジュネス栗駒
 カントリーパーク」という
 公園施設として管理するこ
 とを定めた条例を制定した。
 この区域は、まだ造成の
 途中だが、数年後には公園
 施設として森林浴や休養、
 そしてスポーツなどに活用
 できることになっている。



須川湖キャンプ場

助役を再任

現助役の佐々木哲男氏が
 平成七年三月三十一日で任
 期満了となることから、再
 任を求めるといふ、議案が
 提出され、満場一致で再任
 することが可決された。

助役の略歴

昭和16年10月29日生
 (53歳)
 民生課長、総務課長を経て
 平成3年4月、助役に就任
 今期で2期目となる。

臨時会

去る二月六日に臨時会が招集され、阪神・淡路大震災の
 被災者の方々へ送る見舞金に関する補正予算案が提案とな
 り、これは満場一致で可決とされた。
 村からの見舞金は百万円とし、日本赤十字社秋田県支部
 を通じて被災地へ届けられた。
 東成瀬地震の経験を持つ我村としても人ごとではなく、
 被災地の皆さんに心からお見舞いを申し上げ、一日も早い
 復興を願うものであります。

3月定例会の提出案件と主な内容

- 東成瀬村税条例の改正
 - ・阪神・淡路大震災による雑損控除などの特例を定める、という内容であった。
- 職員勤務時間・休暇、育児休業、などに関する条例の制定と一部改正
 - ・国家公務員の制度体系が変わったことで県条例も改正され、村もそれに合わせて関係条例を整備するという内容であった。
- 国保事業財政調整基金条例の一部改正
 - ・基金の運用益金の処理などに関する改正内容であった。
- 村道路線の認定について
 - ・村道として岩井川二路線、椿川二路線を新たに認定して整備などを進めてゆく、という内容であった。
- 簡易水道特別会計への繰入について
 - ・一般会計から特別会計へ繰り入れを行う場合、議会の議決を必要とするため提案されたものであった。
- 平成六年度、各会計補正予算について
 - ・事業の清算などによる補正が主であった。
- 村内の公園設置条例の制定や一部改正
 - ・内容などを、このページに掲載した。
- 助役の選任について
 - ・紹介記事を、このページに掲載した。
- 平成七年度各会計予算について
 - ・主な質疑を、九〜十ページに掲載した。

いっぱんしつもん



多くの神社は共有地の中にある
(滝ノ沢神社)

3月定例会の一般質問には柳邦夫議員と後藤作議員、高橋清議員の3名が登壇した。柳議員は、ほたるの里やバス停・トイレ等の建設などについて後藤議員は、役場の窓口対応や災害対策などについて高橋議員は、国道の歩道設置や旧保育所の処分などについてそれぞれ、村の考えをただした。



柳 邦夫 議員

村有地・部落地・入会分収権などを

明文化できないか

村長 〓 地籍調査の終了時点で

対処したい

問 若者は山に入ることが少なく、山の名前も沢の名前も知らない人が増えている。

村には、「部落財産の統一」
という大事業があった。

以来八十年、当時の統一
条項の中には、全く消滅し
ているものや判然としない
ものもあるが、世代が代わ
ればますます経緯を知る人
がいなくなる。

この際、ぜひとも明文化
の上、十年・二十年に一度
は議会、部落長会議などで
確認するべきだと思ふ。

村長 地籍調査終了の時点
で対処したい。

大正十一年に、「従来の
慣行を侵さざること」とし
て統一している。
面積の違いなども調査し、
その時点で考える。

土地使用条例による
分収権について

問 条例は、在村者の使用
権であり離村の場合は権利
が消滅するものと思ふ。

その都度、明確な処理が
されているのか。村として
の統一見解が必要だと思ふ。
村長 個人間での権利の譲
り合いが望ましく、村が条
例に明記することはできな
いので理解してほしい。

共有地の相続登記など
法改正の周知について

問 墓地、神社、集会所な
どの部落財産は共有名義の
場合が多い。

昔は部落としての登記を
認めず、代表者による共有
登記であった。
しかも相続は除外が多く、



小貫山せきの改良工事

何代も前の先祖の名前になっている場合が多い。
平成三年に自治法が改正され部落・町内会の登記が可能となった。
町村によっては集落代表に説明会を開き指導し登記を完了しているところもある。
いま地方分権・権限委譲・規制緩和が強く叫ばれているが、この法改正が住民生活にどんなメリットがあるのか周知指導するのが自治体の長であり、公務員の責務であると思う。

地方分権とは、村役場に権力を積み上げて、黙っていることではないと思う。
村長 地方分権・権限委譲・墓地拡張に関して
問 滝の沢の墓地拡張の件も、十四年も前から知事の権限委譲を受けていたのであったら、もっと適切な指導ができたと思う。
既設の墓地があまり狭いので住民サイドで協議し、地続きに換地・減歩で設けた用地である。
墓地埋葬法十一条第二項によっても、部落を地方自治の末端とする機会を通じて住民に知らせることが最も大切なことだ。
今後、大いに啓蒙指導し趣旨に沿うようにしたい。

滝の沢の墓地拡張に関して

問 滝の沢の墓地拡張の件も、十四年も前から知事の権限委譲を受けていたのであったら、もっと適切な指導ができたと思う。

既設の墓地があまり狭いので住民サイドで協議し、地続きに換地・減歩で設けた用地である。
墓地埋葬法十一条第二項によっても、部落を地方自治の末端とする機会を通じて住民に知らせることが最も大切なことだ。
今後、大いに啓蒙指導し趣旨に沿うようにしたい。

滝の沢小貫山堰の水路工事について

問 不動滝の東側に、小貫山堰を利用しホタルの養殖を目的とした工事が行われており、面白い事業だと思っていたが、完成した水路幅を見ると現在の水路の半分程度である。
これは「今年からの改修計画に合わせた水路幅」とのことだが、小貫山堰は勾配落差の少ない水路である。そのため広い水路を開削、浅水を流し陽のあたる温水対策も考えた山間高冷地には理想の水路である。
取水口から堰幅を半分に取り立てては、慢性的な

治の末端である公益法人という考え方で、あとは村長の裁量権で処理しても違法を問う保健所も異もないと思う。
これは、議会でも全面採択とした懸案の事業である。議長のこの件は、もはや問題ではなく課題である。我々は全体を代弁する立場にあることから、早期解決を望むものではあるが、これ以上の討論は控えていただきたい。

水路幅は変更できぬか 理解していただく

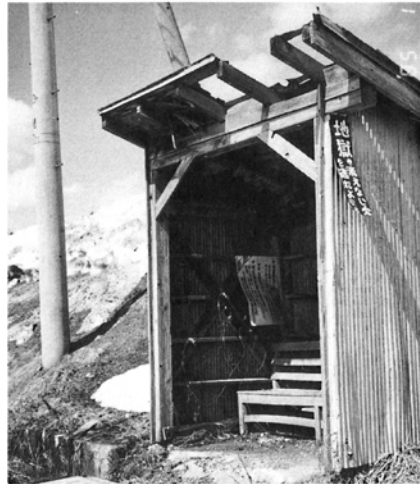
問 水路の幅は流動的で、この後の変更もあり得ると理解していいの。
小貫山堰の堰幅が文献に出てくるのは、明治九年の「新検校祖の調」という古文書である。
その中には「小貫山堰水元を成瀬川に引き、字葡萄清水から起り湯の沢境菅生田に入る、長さ三十丁、幅一間三尺、田三十九町六反一畝十六歩の用水に供する」とある。
(この件に答弁なし)

金婚を祝う行事を 設けてはどうか

問 夫婦共に健康で五十年も苦楽を共にすることの意義を重く受け止めている町村が多くなっている。
倍老同穴の契り、高砂の長寿を祝って金婚の会を加えることを検討願いたい。
村長 誠に結構なことだと思ふ。以前、敬老会のおりに言われたこともある。みなさんの意見を借りて、良い方向づけをしたい。

国定公園入口の村に 相応しいバス停とトイレを

問 村内にバス専用用の建物は五箇所程度あるが、いずれも二十年以上と古く、トタンも錆びて景観が悪い。
村内の大家さん方に金額の上限を示し、コンベ方式で設計を依頼してはどうか。
一般用・スクールバス兼



(塞ノ神のバス停)

用の二種類くらいで、特にスクールバス停の場合は、窓を三方向に付け明るく密室にならないよう気配りをしないと、高学年の自転車置き場になったりする。
トイレも面白いタイプになると思う。
助役 どここの町へ行ってもバス停・トイレは気になる施設である。
村でもトイレはアイデアコンベ方式をとっている。ただ、金額と指名基準で少々の問題がある。
また、バス停については大変目につく施設ですが、羽後交通との関連もあるので協議しながら進めたい。



後藤 作 議員

昼休み窓口業務の改善を求める

村長 〓 四月の仕事始めに、充分その意を話する

問 昼休み時間中に来る村民のため、窓口を空にしないようにと早くから対応してきたところだが、ある人が「昼休み中です」と言われた。しかも一回ならず昨年も、さかのほれば五、六年前からだ。このことは助役も知っているはずだ。住民に奉仕するという職員採用時の初心を忘れたものではないか。

村長 バスなどで来た方に不便をさせ、また不愉快な思いをさせたことを陳謝します。

昼休みであっても各課に一人くらいは残れ、そして「やってあげる」ではなく「やらせていただく」ということで対応しなさい、と指示はしているが、さらに徹底する。

東小玄関への落雪をなぜ改善しないのか

問 東小玄関へ高い屋根か

らの落雪が危険だと指摘してきた。今冬は、学校側で落雪注意の看板を立てたが、落ちてくる雪にどのように注意をすればよいのか。設計に問題はないのか。早急に改善を求める。

助役 学校を建てた業者の調査で、軒先の雪を溶かす熱線の温度が0度になって上がったところ雪が付かなくなつた。

役場では経費節減をお願いしていたので、もしかしたら軒先融雪温度設定を0度にしていたのが原因だつたらう、と想定している。

今後は、学校とも連絡を取りながら万全を期したい。

眼科・歯科などの出張診療はどうなっている

問 早くから眼科・歯科などの出張診療実現の要望をしてきたが、通院費の負担が大変だとの声も大きい。交渉結果と今後の見通しはどうか。

村長 保健センター建設と同時に歯科医の出張診療を、思つて交渉したが「医療器具全部と事務職員や看護婦まで、村が金を払ってくれるならば」という条件だったので、とてもそれでは容易でないとして実現できなかった。

十文字から個人宅に出張



(役場の窓口)

した話は聞いていたが、行政としてそれにどうかかわるか考えてみたい。

岩井川簡水の

水源代替え対策を伺う

問 岩井川簡水の水源は元々地域の人々の生活用水であった。昔から利用している水利には根強いものがあることは周知のとおりだ。条件付きで簡水に取り込んだのなら、それなりの対策が必要ではないか。

助役 用水対策について何もなかったわけではない。ポンプアップとかU字溝をつけるとかで大分お金もかけたが思うように行かなかったものである。

今後、生活用水をどこかで確保できないか、どうすればよいか、早いうちに調査して対応する。

新しい学習指導方針と 月一回土曜日は両立するか

問 四月から月二回の土曜



休日スポーツで過ごす (岩井川にて)

日休校となる。
新しい学習指導方針は、土曜日休校を予定していないものだ。その分どこかにしわ寄せ、または詰め込み教育となるのではないか。
一人一人の子どもを大事にする教育、行き届いた教育とは民主主義教育の原点だと考える。ましてや「できないことも個性」だとする新しい教育方針そのままの月二回土曜日休校は、両立しないのではないか。
教育長 新しい学習指導方針を前提とした月二回の土曜日休校の県内での実験校の結果は、父兄の方々が懸念している学力の低下、非行などが増えるのではないかと、いろいろな話も聞いている。
村での取り組みは、授業時間の確保のため学校行事を精選し、学習指導面では児童生徒の学習負担を配慮しながら基礎的事項の定着を図るため、指導内容の改善工夫で教育水準の維持を図り、一人一人に応じた指導も大切にしたい。
生徒には「無理なく」教師は「無駄のない指導法とムラのない指導」をするこ

とが大事で、従って教師は研修と勉強を怠ることのないよう、校長会などで話をしている。
従って、実験校の成果と学校側の工夫で両立するのはないかと思う。
学校の君が代
村民歌に、この声がある
問 日の丸が君が代はいまだに、法律で国旗・国歌となっていない。
文部省は君が代は定着しているというが、国歌とすることに明治から現在まで、意見が大きく分かれている。ましてや民主主義体制の現在、君が代(天皇の世)はさかえあれと学校で歌わせることはあまりにも問題が多すぎるのではないか。
君が代ではなく、村民歌にしたら、との声があることをどう考えるか。
教育長 君が代についての考えは、先の議会での質問に答えたとおりで教育委員会の方針は変わっていない。学校には機会あるごとに村民歌を歌ってほしいとあってあるし、新しくなる社会科副読本の中にも村民歌を入れて、指導したい。

村の防災対策は 見直しの必要がないか
問 去年九月の台風による集中豪雨でコロゲ坂付近が大量の土砂流出で通行不能に、また岩井川部落上流では国道に冠水する事態になったが、住民への情報が多まりにも遅れた。
さらには、住宅に浸水しているのが土のうを積もうとしたが、袋がなくて役場まで取りにきた。
役場では年間百四十万円も出して河川情報を受けているが、これらがそれぞれ最低限の機能をしたのか。
村長 当時役場に居合わせたら人々は最大限の努力をしてくれたと思っている。
情報が遅れたのは、国道管理の雄勝土木事務所の指示にもよるが、今後改善できるようにしたい。
土のう袋は役場があった。河川情報は雨量の計算などではできるが、最終的に水がどうなるかまではキャッチできないようだ。

東成瀬地震の際の 震度は何だったのか
問 防災計画は最悪の事態を予測して作られていると
思うが、東成瀬地震はマグニチュード六・五となっている。この時の震度はいくらであったのか。
震度が全てでないにしても今後公共建物の安全性を再確認する上で必要な数字ではないか。
村長 防災計画の見直しの必要は感じている。
マグニチュードや震度についてどんな対策を取るかは、ここではいいかねる。村の公共建物が阪神大震災程度に耐えられるか、といえばそういう建物はないと思うので県などの指導を受



台風で前後の道路が流された (樺川・古川地内)

体育館を避難所にした場合、暖房が必要だ
問 各地の例で災害時には体育館が罹災者の避難所として使われることが多い。
我が村は年間平均気温が九・二度という条件下での避難を想定した場合、体育館に暖房設備があってもよいと思うが。
村長 地震などは春夏秋冬を問わないので暖房があるにこしたことはないだろうが、現在は取り付けることを考えていない。



高橋 清 議員

田子内の部落内に歩道の設置を

村長 〓 左右どちらにしても、設置は容易でない

村の災害対策を伺う

問 以前、田子内部落内の国道に歩道を造ってもらいたいと質問したことがある。その際の村長答弁は「バスが出来れば車の通行が少なくなり、事故は無くなる」と言うことであった。

田子内の表通りは、片側

が伊達堰で反対側には電柱があるなどで狭く、学童の登校と出勤時間の重なる朝などにはハッとすることが度々である。

改めて、伊達堰へ蓋することも含めて歩道の設置の考えを伺う。

村長 「事故がなくなる、ではなくて大型車両などの通行が減ることにより、事故も減るだろう」といったものである。

伊達堰に蓋をして歩道にすることにについては、冬の除排雪のことを考えると、かなり難しいことがあるのではないかと。沿線のみならずの同意を得ることも困難

ではないかと考える。

また、民家などを移転し歩道を確保することも、国道を管理する県に交渉はするがとても難しい問題だ。

旧田子内保育所の敷地について

問 田子内の保育所は永伝寺の本堂を仮の場所として開設され、その後、寺屋敷内の敷地を購入し保育所を建設した経緯がある。

その後、保育園が開設されるまで保育所として使いは数回にわたり工場として使われてきた。

現在、工場も引き揚げる無人となっている。当時、寺側が売却する条件として「不要となって売却する際には、寺へ戻す」と言うことだったそうだが、このことに関する、村長の考えを伺いたい。

村長 当時「村に工場進出

したいが用地はないか」「ここで良ければ、貸しましよ、村人の就労の場も確保できることだし、許可しよう」ということで敷社が工場施設として使ってきた経緯がある。

現在は、工場の来る見通しもないし、村としてもあの場所に特別何かを造るという計画もない。お寺側で必要だ、というなら今すぐとはゆかないが、充分考慮したい。



水路と車の間を登校する児童

(田子内地区)

問 阪神大震災を教訓に、次のことを伺いたい。

一、村に、緊急避難場所は何ヶ所あるのか

二、災害時の救助体制と、その系統はどうなっている。

三、昭和四十五年の岩井川地震の際の役場の対応に関して、今になって反省することは

四、市町村に災害基金はいらないとの説明であったが、備えあれば憂いなし、ということもあり、必要だと思

うかどうか。

村長 避難場所は、二十二箇所を指定している。

災害時の指示系統などは防災計画に示してある。

岩井川地震の対応に関することでは、反省というよりも記憶に残っているのが、全国各地から寄せられた見舞金の、公平な配分方法であった。

災害時の対応については、予備費などで対応できると考えている。決して軽んじたものではない。



村長・施政方針



地震・災害の備えは常に万全を!!

現行の防災計画は、 地震対策も含めて改訂作業を進める

▼一月十七日未明に突如発生した阪神淡路大震災は、いまなお死亡者の確認がなされており、誠に痛ましい災害であって心から哀悼の意を表し、一日も早い復興を願うものである。

▼このことに対する村日赤奉仕団の、素早いご協力による村民各位の善意は義援金として関係機関を通じ、被災地へ届けられた。

▼村では、昭和五十四年に防災行政無線を開局、五十

九年には、地域防災計画を改訂して今日まで防災対策にあたってきた。

▼組織・機構の変更などで大幅な見直しが必要だが、当面は現在の防災計画に沿って対応し、地震対策も含めた改訂作業を進めたい。

▼ガットの合意に基づく農業対策は、六年間に六兆百億という国の施策が示され、県からは直接職員の方が来村して説明をしてくれることになっている。

教育長・教育施政方針

本村ではいじめなどでの問題はないが、 今後も指導を徹底してゆく

▼学校教育重点目標のサブテーマに「思いやりと確かな判断力を養う」を加え、いじめ問題などを予防することなどを加味した。



▼昨年来いじめによる自殺、テレクラ問題などがあった。本村においては「これらの該当はない」と報告を受けているが、今後さらに指導の徹底を図りたい。

▼小中学校では既習事項についての診断テストを行い、それをよりどころに個別指導を徹底する。

▼中学校での進路指導は、「入れる高校」から「入りたい高校」を合言葉に三者面談を重視して進めている。

▼社会教育は学校教育と車の両輪の如くに考えており、どちらに偏重することなく進めてゆきたい。

▼文化財保護では、各家庭に埋もれている「古文書」を発掘し、解説・解説を加えてゆきたいと考えている。

▼成瀬の方言・成瀬の昔話の収集も行いたい。

▼村ではこれを良く検討し、関係機関の指導を受けて、積極的に活用してゆきたい。

▼成瀬ダムについては、地質の権威者が「難しい地質であるが、建設は可能」という報告をした、と聞いているので、大きく前進したのも思っている。

▼四シーズン目を迎えたスキー場は、この八日現在で十七万七千九百余名の入場者となった。

▼このことは施設の拡充と湯沢横手道路が十文字まで延びたことなどが、良く影響しているのではないかと考えている。

▼運輸局管内では必ずしも増大傾向でない今期、ジュネスが増えていることには皆さんに感謝している。

▼第二クワッドリフトにはナイター設備を計画した。

▼栗駒山荘の改修は、七年度に諸準備を整え、具体的な方向づけを見出したい。

▼横手東成瀬線の冬季通行については、現在三四二号との接続点などの検討作業に入っており、平成七年度では、より具体的な展開があるものと期待している。

▼新年度では、ジュネスIを挟んで、合宿施設と研修センターの建設を予定しており、合宿施設には温泉の施設を配置する。

スポット

議案審議

今回は、提案された議案のなかから平成7年度一般会計予算の「歳出」に関する質疑にスポットをあててみました。

一般会計予算（歳出）

村三役・議員以外の報酬などの改正はいつか

柳議員 村三役などの特別職の報酬は改正になっているが、その他の非常勤委員などの報酬はどうなるのか。総務課長 別に定めることになっており、条例改正がされた時点で改正される。

運転手委託料が倍になった訳は何か

後藤議員 運転手の委託料が昨年の二倍近くになって

いる。代替えなどが必要があつてのことと思うが説明を求めろ。

総務課長 退職者もおり、マイクロボスの運転などに職員以外の方をお願いするもののである。

評価替えにより増税が見込まれるのか

後藤議員 標準地評価委託料が措置されている。改正された固定資産税に基づくと税の増加が見込まれるものか。

税務課長 この委託料は評価替えに向けての委託料だ。全国的に見て土地の下落

が進んでおり、六月の定例会に向けて、負担調整率の見直しなどが出てくるものと思われる。

税が増加するかどうかはこの際考えておらず、あくまでも適正評価をねらつて委託するものである。

部落作業従事者事故災害保険料の内容は

高橋（清）議員 公共建物等部落作業従事者事故災害保険料の適用範囲と補償はどのようなものか。

総務課長 公共物などの雪降ろしをはじめ、部落の催しものなどでケガなども対象として掛けている。補償については、事故の内容にもよるので一概には言えない。

選挙の入場券配付の人選をどうしている

後藤議員 議員選挙の際に入場券を配付する人が候補関係者などであつてはいけなと思うが確認したい。総務課長 立候補が予定される方や運動員と目される

方では支障が出る、ということ、ほかの方をお願いしている。

現職議員である行政協力員に依頼するか

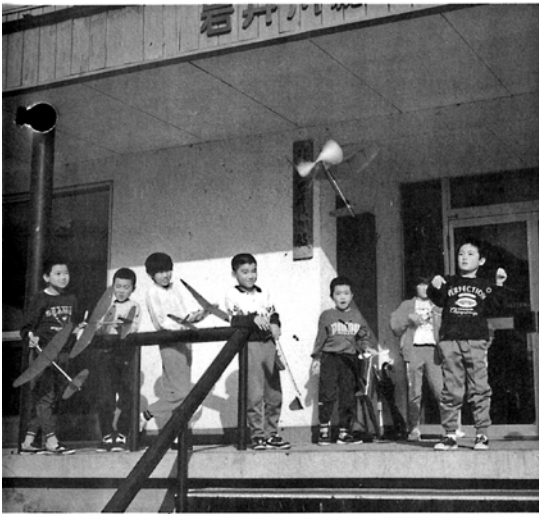
後藤議員 村議の補欠選挙となれば立候補者は限られた人数になる訳で、その場合に現職の議員が入場券を配付することは適当か。総務課長 その際も別の方をお願いして、配付をしているはずだ。

民生委員の数と年額委託料を伺う

佐々木（朋）議員 民生児童委員は何人で、委託料は年額いくらか。住民課長 十六人で、委員には七万二千元、委員総務は七万八千元である。

保育園の臨時職員は資格を必要としないか

佐藤（正）議員 保育園に臨時調理員と代替え職員の賃金を措置しているが、資格などの説明を求めろ。住民課長 職員の産休などの際に代わっていたたくさんの方であり、短期にお願



児童館の屋外活動



県による説明会が行なわれた

子どもにやさしい 街づくり事業とは

佐藤(正)議員 子どもにやさしい街づくり事業とはどのようなものか。住民課長 これまでの事業名称が変わったもので、屋外での体験活動などを行う。という内容の事業である。この事業は社会福祉協議会に委託し、実施は児童厚生員を主体に進めている。

骨粗鬆症検診の 実施方法を伺う

後藤議員 骨粗鬆症検診がなぜ老人保健事業で行われるのか。対象年齢は何歳か。健康課長 健康教育のなかで実施したいと考えている。成人に対する健康教育は年齢制限を設定していないのでこの事業のなかで実施してゆく。

村の中山間地対策費は どのように措置している

古谷議員 国では六兆百億の中山間対策費を、県でも二十三億余の予算を置くというが、村ではこの予算を置いてないのではないか。助役 当初予算の農業費のなかでは、もっぱらソフト関係の予算が盛られている。具体的には、農業指導センターを中心にソフト事業を先行的に進め、その後国および県の具体的な対策を順次補正予算で対応してゆく、という手法で取り組むことにしている。

今年の減反配分を どうするのか伺う

後藤議員 今年には減反面積がさらに上積みになって配

分されると聞いている。

結果として、それはどのように進められようとしているのか伺う。

農林課長 今年度は指標面積ということで、かつてなかつた面積が上積みになっていくことは確かである。十三が追加され全部で八十四になる。村としては全部を消化できるようにお願いしている。

観光開発事業の 進行状況を伺う

古谷議員 今年度の施設工事などを完了すると、開発計画の何%くらいの完成になるのか。

企画課長 当初から四十億円と言っており、その中の二十一億三千万円がスキー場周辺への投資で、残りが須川にということになる。従ってスキー場周辺への計画では、五十三%くらいになる見込みである。

須川地区の諸規制は クリアできるのか

高橋(楯)議員 須川地区へ計画している施設の場所は国定公園内ということではいろいろな規制・約束があることと思うが、大丈夫か。



多くの傍聴者があった3月定例会

村長 場所について林野庁や環境庁の許可などが大変だと思うが今年一年で折衝して進めたい。

お湯の件では、当方へのお湯の基地をきちんと造り、配管ルートも改善するべく交渉してゆきたい。

小学校を 統合する考えはないか

高橋(清)議員 小学校の児童数が減ってきており、

このままでは経費も膨大なものになると思われる。小学校の、統合を考えたことがあるか伺いたい。

村長 三、四人の児童数で「教育効果を、最大限にあげる」ということは不可能だと思っている。

これらのことも充分考え、関係機関や住民とも相談して決めたい。

私もひとこと

傍聴して感じたこと 要望すること



大橋場
田中 信一さん

三月定例会の一般質問を傍聴したが、この議会は新年度予算審議もあり年間を通じもつとも重要な議会のはずだが、質問者はお決まりの二氏の他に一名という活気ある議会への改善策

として、全議員が輪番制で一般質問に立つような仕組みを協議されないものか。激動する社会情勢の現在、当村はこの市町村に比べて最も厳しい局面に立たされている、自由化市場の波に採まれる農業対策と後継者問題、高齢化による福祉対策、生き残りをかける商工観光政策、成瀬ダム関連の事業への取り組み等々課題が山積している。

地域住民から選ばれた議員は危機感を持ってこれらの課題解決に一心不乱の研究努力を重ね、議場で華々しく論戦を展開するのが、任務であり責務であると常に痛感している。議員選挙も間近にせまってきたが、選挙運動の際に「村発展のため頑張ります」「よろしくお願いします」の連呼だけでなく、先に掲げた課題などから自分のできることを選び、その解決策を有権者に訴える運動を展開してもらいたいものだ。当選の晩には公約実現のため、日夜精進努力されることを強く要望いたします。

秋田県町村議会議長会々長表彰
谷 藤 東太郎 議員
高 橋 清 議員
柳 邦 夫 議員
佐 藤 岩 雄 議員
高 橋 新作 議員
全国町村議会議長会々長表彰

視察などで研修を積み重ね、それを紙面づくりに生かしてきたが、さらに「今後の議会だより」の発展の糧となれば」と願いつつ皆様への御礼といたします。
議会広報編集委員会
委員長 佐藤正次郎
副委員長 後藤 作
委員 古谷 正久
委員 柳 邦夫
委員 高橋 橋雄

みなさんからの

請願・陳情

このようになりました

採択となった 請願・陳情

- ▼国民の食糧と健康を守るため、WTO協定改正の提起を政府に求める請願
・農民運動秋田県連合会 委員長 佐藤 長右エ門
 - ▼生活保護の受給者を差別し、医療を受ける権利を侵害する医療券方式を、健康保険証のような医療証に改善する。意見書の決議に関する陳情
・秋田県生活と健康を守る会連合会 代表 鈴木正和
- (右の二件については、関係省庁へ意見書を提出した。)

趣旨採択とした 陳情

- ▼政党助成金を阪神大震災の被災者にあてるよう求める陳情
・消費税を考える会
代表 佐藤寅治

意見書の 採択

- ▼地方分権推進法の早期成立を求める意見書
内閣総理大臣・自治大臣 総務庁長官、などへ
意見書を提出した。

閉会中の 継続審査とした 請願陳情など

- ▼地方参政権付与に関する要望
・在日韓国民団秋田県本部
団長 朴 憲一

自治功労表彰

十五年以上在職及び十一年以上在職の議員五人が受賞

平成七年二月二十七日、秋田県町村議会議長会総会の席上において、本村議会議員の五名が地方自治功労の表彰を受けた。五人は三月定例会において議長から伝達を受け、村長からは副賞が贈られた。

編集室